

広小路バザール出店要項

1. 事業概要

【名称】

広小路バザール

【目的】

あきた芸術劇場や秋田市文化創造館の完成に併せ、中心市街地に定期的な賑わいを形成するとともに県内事業者の秋田市中心市街地への出店機会を創出するために実施する。

なお、2021年度はエリアなかいちにぎわい広場等で開催されるイベントと連携し集客を図るなど、次年度以降の定期開催に向けたトライアル事業として実施する。

【日時】

2021年9月19日(日) 10:00-15:00

【会場】

秋田市広小路〔アトリオン前～エリアなかいち前〕、中土橋

【主催】

広小路バザール実行委員会（事務局：秋田商工会議所）

【内容】

広小路を歩行者天国化し実施する県内事業者が出店する屋外テントマーケット

【来場予想者数】

5万人（新型コロナウイルスの感染状況により入場規制等の対策を講じる）

【出店者数】

テントブース：50コマ（1ブースあたり3.0m×3.0m、テーブル3台）

キッチンカー：10台（1台あたり13.0㎡以内）

【通行規制時間】

2021年9月19日(日)8:30-17:00

【雨天時】

少雨決行（荒天時は主催者判断により中止の可能性がります）

【その他】

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から内容の変更・中止となる場合がございます。予めご了承ください。

2. 募集内容

【募集期間】

2021年6月9日(水)～2021年7月20日(火)

※募集期間外の受付は、原則として行いません。

【出店対象】

- ・ 県内に店舗・事務所を有すること（店舗販売は行っていないが、県内に事務所を構え、WEB販売等を行っている事業者も出店可）。
- ・ 2021年9月19日(日)に出店できる方で、原則として次のいずれかの団体に所属・加盟し、団体からの推薦が受けられる事業者。
- ・ 売上報告および当実行委員会からの出店者向けアンケート調査にご協力いただくこと。

（推薦団体一覧）

| |
|--------------------|
| 秋田県商工会議所連合会 |
| 秋田県商工会連合会 |
| 秋田県中小企業団体中央会 |
| 秋田県菓子工業組合 |
| 秋田中央地域地場産品活用促進協議会 |
| （一社）秋田青年会議所 |
| 秋田市商店街連盟 |
| (株)秋田魁新報社（マリマリ編集部） |
| 秋田なまはげ農業協同組合 |
| 東日本旅客鉄道(株)秋田支社 |
| 秋田植木まつり実行委員会 |
| 秋田県キッチンカー協会 |

【出店料】

12,000円（税込）

- ・ 出店料は、**2021年9月9日(木)までに**下記口座に振込むこと。
- ・ 期日までに入金を確認できない場合は出店を認めない。
- ・ 振込手数料については申込者の負担とする。

「振込先」 秋田銀行 本店営業部（普通） No.901814
口座名義：秋田商工会議所 専務理事 水澤 聡（ミズサワ サトシ）

【申込方法】

- ・ 所定の出店申込書にて、締切日厳守で実行委員会事務局へFAXまたはメールにて申し込むこと。電話での申込みについては受け付けない。
- ・ 申込に関しては各所属団体による推薦を必須とする。
- ・ 複数事業者による共同出店の場合は、別紙「共同出店者名簿」を出店申込書と併せて提出すること。

3. 出店条件等

(1) テントブース

【出店数】

50コマ

【出店品目】

- ①各種製品（雑貨、クラフトなど）
- ②スイーツ、加工食品
- ③地場の農水産物
- ④園芸品
- ⑤その他実行委員会が販売を認めたもの

※テントブースでの飲食の提供は禁止します

【出店区画】

1コマあたり間口3.0m×奥行3.0m

※1出店者につき1コマまでとする

※複数事業者による共同出店を可能とする

【出店仕様】

- ・ **出店用テント、テーブル3台は主催者側で準備する（設営にご協力ください）。**
- ・ その他出店に必要となる資材は全て出店者が持ち込み・設営すること。また、**ブルーシート等を使用し、床の養生をすること。**
- ・ **搬入出車両については、1出店者につき1台、出店スペースに横付けできるものとする。**また、それ以外の車両駐車が必要な際は、各自準備すること。
- ・ 釣り銭は各自準備すること。
- ・ **閉会（15時）前の撤収作業は絶対に行わないこと。**
- ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。
なお、トラブルが生じた際は速やかに本部に報告すること。

【出店許可】

- ・ 食品を販売する際は、食品営業許可の取得・営業届出を終了すること。当日は営業許可証等の写しを持参のうえ掲示すること。
- ・ 出店申請者（個人または法人をいう。）又は営業補助者、共同出店者が次に該当するときは、出店を認めない。
 - ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。
 - イ. 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
 - ウ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ. 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。
 - キ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

(2) キッチンカー

【出店数】

10台

【出店品目】

① 県産材を使用するなど県内グルメのPRとなるメインメニュー

② サブメニュー、飲み物

③ その他実行委員会が販売を認めたもの

※アルコールの販売は禁止します

【出店区画】

1台あたり13㎡以内

※1出店者につき1台までとする

【出店仕様】

- ・ 営業に必要な電気や水等は出店者が自ら用意すること。出店中はゴミ箱を設置し、出店により生じたゴミ・排水は各自持ち帰ること。
- ・ 火器を使用する場合は、消火器等の防火対策をすること。
- ・ 釣り銭は各自準備すること。
- ・ 閉会（15時）前の撤収作業は絶対に行わないこと。
- ・ 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店者の責任において対処すること。なお、トラブルが生じた際は速やかに本部に報告すること。

【出店許可】

- ・ 自動車による食品の移動営業であって、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、喫茶店営業および菓子製造業のいずれかに該当すること。
- ・ 秋田市内において、自動車による食品の移動営業を行うために必要な許可および資格を有すること。
- ・ 生産物賠償責任保険（PL保険）等に加入していること。
- ・ 出店申請者（個人または法人をいう。）又は営業補助者、共同出店者が次に該当するときは、出店を認めない。
 - ア. 暴力団「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。」であるとき。
 - イ. 暴力団又は暴力団員が経営を支配していると認められるとき。
 - ウ. 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ. 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - オ. 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - カ. 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用するなどしているとき。
 - キ. 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有しているとき。

4. 出店者の選考

【選考方法・基準】

申込多数の場合、実行委員会にて以下の選考基準をもとに選考する。

(選考基準)

- ✓商品のオリジナル性や特徴
- ✓事業者・販売製品の受賞歴
- ✓新聞等メディアでの紹介
- ✓百貨店および商業・観光施設（空港、駅、道の駅など）等での取扱実績
- ✓年間通じた販売方法の確保状況（店舗販売、ネット販売等）
- ✓その他事項

【結果通知】

実行委員会にて選考のうえ、8月上旬に結果を書面にて通知する。

【出店者説明会・出店場所抽選会】

日時：2021年8月下旬（予定）

場所：秋田商工会議所7階ホール80

5. その他

- ・雨天により全日程中止の場合、または各店の判断で出店を辞退された場合は、出店料は返金いたしません。
- ・搬入、搬出等のタイムスケジュール、交通規制、警備体制等については8月下旬に開催予定の出店者説明会にてお知らせします。

6. 問合せ先

広小路バザール実行委員会事務局

(秋田商工会議所まちづくり推進課 担当：伊藤・渡邊)

〒010-0921秋田市旭北錦町1-47

TEL:018-866-6676 FAX:018-862-2101

MAIL : machi@akitacci.or.jp